



茨城県報

第 165 号

令和 2 年 (2020 年) 12 月 21 日

月 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (会計管理課)	1
告 示	
●茨城県林道災害復旧事業補助金交付要項の一部改正 (林業課)	2
●茨城県民有林林道等事業費補助金交付要項の一部改正 (林業課)	3
●定款変更の認可 (農村計画課)	3
●換地計画の決定 (3 件) (農地整備課)	3
●道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課)	4
●道路の供用の開始 (道路維持課)	5
公 告	
●地籍調査の成果認証 (農地整備課)	5
●基本測量の終了 (用地課)	6
●都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)	6
●開発行為の工事完了 (建築指導課)	6
●道路の位置の指定 (建築指導課)	7
規 程	
(企 業 局)	
●企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	7

規 則

茨城県規則第81号

茨城県証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 12 月 21 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県証紙条例施行規則 (昭和 45 年茨城県規則第 57 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「住所又は氏名変更届」を「売りさばき人住所又は氏名変更届」に改める。

様式第 1 号中「 A 5 」を「 | | 」に、

「 氏 名	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法人にあつては名称</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">及び代表者の氏名</td> </tr> </table>	法人にあつては名称)	及び代表者の氏名	⑤
法人にあつては名称)				
及び代表者の氏名					

明 を
生年月日 大 年 月 日生

昭]

「氏 名 { 法人にあつては名称 }
{ 及び代表者の氏名 }

に,

生年月日 年 月 日生

」

「氏 名 ㊟ 年 齡 歳」を

「氏 名 年 齡 歳」に改める。

様式第 2 号中「 | B 6 |」を「 | |」に改める。

様式第 4 号から様式第 6 号までの規定中「 | A 5 |」を「 | |」に改め、「㊟」を削る。

様式第 7 号中「第 8 条第 1 項」を「第 8 条第 2 項」に、「 | A 5 |」を「 | |」に,

「氏名 ㊟」を「氏名 | |」に改める。

様式第 8 号中「 | A 5 |」を「 | |」に改め、「㊟」を削る。

様式第 9 号及び様式第 10 号中「印」を削る。

様式第 12 号中

決裁権者	課員	主任
------	----	----

 を削る。

様式第 14 号中 (課長・公所長等)

--

 を
職氏名印

「 (課長・公所長等) に改める。

職氏名 | |」

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



告 示

茨城県告示第1291号

茨城県林道災害復旧事業補助金交付要項（昭和37年茨城県告示第109号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年12月21日

茨城県知事 大井川 和 彦

様式第 1 号、第 3 号及び第 4 号のうち、「印」の削除

付 則

この告示は、公布の日から施行する。



茨城県告示第1292号

茨城県民有林林道等事業費補助金交付要項（昭和42年茨城県告示第1457号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年12月21日

茨城県知事 大井川 和彦

様式第 1 号，第 3 号，第 4 号及び第 5 号のうち，「印」の削除

付 則

この告示は，公布の日から施行する。

茨城県告示第1293号

酒丸土地改良区から令和 2 年 7 月 1 日付けで申請のあった定款変更については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により令和 2 年12月14日認可した。

令和 2 年12月21日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第1294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業三美地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この計画については，同条第 4 項で準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 2 年12月21日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和 2 年12月22日から

令和 3 年 1 月 25 日まで

3 縦覧の場所

常陸大宮市役所

茨城県告示第1295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業大貫地区（第 1 換地区）に係る換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この計画については，同条第 4 項で準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 2 年12月21日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和 2 年 12 月 22 日から

令和 3 年 1 月 25 日まで

3 縦覧の場所

大洗町役場

茨城県告示第1296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業大貫地区（第2換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 2 年 12 月 21 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和 2 年 12 月 22 日から

令和 3 年 1 月 25 日まで

3 縦覧の場所

大洗町役場

茨城県告示第1297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 2 年 12 月 21 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 21 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 取手豊岡線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘 要
		メートル	メートル	
常総市坂手町字籠沼2975番1地先から	旧	最大 最小	— —	
常総市坂手町字籠沼2963番5地先まで	新	最大 最小	67.0 29.1	320 区域追加

茨城県告示第1298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 2 年 12 月 21 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 21 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新宿新田総和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
古河市上片田字宮前1420番1地先から 古河市上片田字宮前1415番7地先まで	旧	メートル 最大 6.6 最小 5.9	メートル 106	
	新	最大 14.5 最小 12.8	106	現道拡幅

茨城県告示第1299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 21 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 125号
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町大字島津字茅場3062番1から
稲敷郡阿見町大字島津字小作4533番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月5日

公 告

●地籍調査の成果認証

那珂市、神栖市、小美玉市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

令和 2 年 12 月 21 日

茨城県知事 大井川 和彦

調査を行った者の名称	那珂市、神栖市、小美玉市
成果の名称	地籍図及び地籍簿
調査を行った地域及び期間	那珂市南酒出の一部【南酒出Ⅱ地区】 平成27年11月27日から 平成28年3月29日まで 神栖市知手中央二・三丁目【知手中央二・三丁目地区】 平成30年6月5日から 平成31年3月15日まで

	小美玉市下玉里の一部【下玉里Ⅱ地区】 令和元年10月7日から 令和2年1月16日まで
認 証 年 月 日	令和2年12月11日

~~~~~

●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年12月21日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（空中写真撮影）
- 3 作業終了日 令和2年11月17日
- 4 作業地域 土浦市、石岡市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、かすみがうら市、行方市、銚田市、小美玉市、城里町、美浦村、阿見町

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画地区計画の決定に伴い、大洗町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和2年12月21日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
地区計画（祝町周辺地区）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年12月21日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷市江戸崎字野々入甲1233番3
- 2 事業主の住所及び氏名  
取手市神浦646番地  
社会福祉法人朱白会  
理事長 岩瀬 剛

## ●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年12月21日

茨城県知事 大井川 和彦

| 指定番号         | 指定年月日      | 申請者                                    |                   | 道路の位置              | 道路の幅員及び延長    |               |
|--------------|------------|----------------------------------------|-------------------|--------------------|--------------|---------------|
|              |            | 氏名                                     | 住所                |                    | 幅員           | 延長            |
| 建指指令<br>第87号 | 令和2年12月10日 | 株式会社ジ<br>ヤンプラ<br>ンニング<br>代表取締役<br>角田 等 | 笠間市八雲一丁目9<br>番25号 | 笠間市平町字大沢1656<br>番2 | メートル<br>6.15 | メートル<br>37.85 |

## 規 程

(企 業 局)

### 茨城県企業管理規程第10号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月21日

茨城県公営企業管理者 企業局長 澤 田 勝

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年茨城県企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

付則に次の付則を加える。

（施行期日）

- この規程は、公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

（特定退職者に関する暫定措置）

- 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4に規定する離職の日  
に相当する期間内である者に係る第7条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「次のとおり」とあるの  
は「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条  
（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」とする。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,210 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)